

# 第二次日野市バリアフリー特定事業計画

平成 25 年 3 月

日 野 市



# 目 次

## 第1章. 特定事業計画策定にあたって

1. 基本構想策定の背景と経過	1
2. 特定事業計画策定の趣旨	1
3. 特定事業計画で定める事項	1

## 第2章. 重点整備地区の概要

1. 重点整備地区の設定	2
2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定	3
(1) 生活関連施設の設定	3
(2) 生活関連経路の設定	3

## 第3章. 特定事業計画

1. 道路特定事業及び関連事業	11
(1) 道路特定事業及び関連事業の考え方	11
(2) 日野駅周辺地区	12
(3) 豊田駅周辺地区	43
(4) 高幡不動駅周辺地区	74
(5) 百草園駅周辺地区	92
(6) 南平駅周辺地区	103
(7) 平山城址公園駅周辺地区	123
(8) 日野市役所周辺地区	143
2. 公共交通特定事業	152
(1) 公共交通特定事業の考え方	152
(2) 鉄道	153
(3) バス・ワゴンタクシー	157
3. 交通安全特定事業	159
(1) 交通安全特定事業の考え方	159
(2) 全地区共通	159
(3) 日野駅周辺地区	160
(4) 豊田駅周辺地区	161
(5) 高幡不動駅周辺地区	162
(6) 南平駅周辺地区	163
(7) 平山城址公園駅周辺地区	164
(8) 日野市役所周辺地区	165
4. 都市公園特定事業	166
(1) 都市公園特定事業の考え方	166

(2) 日野駅周辺地区	167
(3) 豊田駅周辺地区	168
(4) 高幡不動駅周辺地区	169
(5) 日野市役所周辺地区	170
<b>5. 建築物特定事業</b>	<b>171</b>
(1) 建築物特定事業の考え方	171
(2) 日野駅周辺地区	172
(3) 豊田駅周辺地区	184
(4) 高幡不動駅周辺地区	193
(5) 百草園駅周辺地区	203
(6) 南平駅周辺地区	207
(7) 平山城址公園駅周辺地区	213
(8) 日野市役所周辺地区	218

## 第4章. 進行管理

..... 222

### 【本計画における法令等名称の通称について】

正式名	通称
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律	交通バリアフリー法
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	ハートビル法
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	バリアフリー新法
日野市ユニバーサルデザイン推進条例	UD推進条例
日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画	UD推進計画
日野市交通バリアフリー基本構想	旧基本構想
第二次日野市バリアフリー基本構想	第二次基本構想

#### ※) 移動等円滑化基準

・高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することを目的とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づき、公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設、建築物において円滑に移動ができるように定めた構造・設備などの基準のこと。